こんなときに国保の給付が受けられます

お医者さんにかかるとき

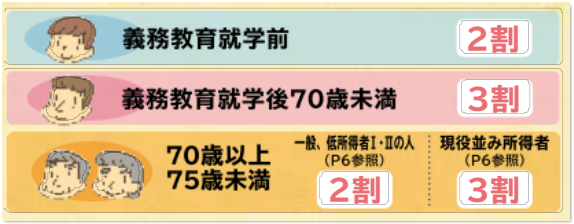


医療機関などの窓口でマイナンバーカードを保険証利用（マイナ保険証）するか資格確認書を提示すれば、医療費の一部を支払うだけで、次のような医療を受けることができます。

・診察　・治療　・薬や注射などの処置
・入院および看護（入院したときの食事代についてはP7参照）
・在宅療養（かかりつけ医の訪問診療）および看護
・訪問看護（お医者さんが必要と認めた場合）

●紹介状なしで大病院の外来で受診する場合、別途負担があります。
●患者からの申出により保険外併用療養が受けられる場合があります(患者申出療養)。

自己負担割合



70歳（高齢受給者）になると、自己負担割合や自己負担限度額が変わります。

対象期間

70歳の誕生日が1日の人	その月から	75歳の誕生日の前日まで
70歳の誕生日が2日～末日の人	翌月から	

「資格確認書」「資格情報のお知らせ」を交付します

マイナンバーカードを持っていますか

- いいえ → **資格確認書を交付します**
 医療機関などの窓口で提示すれば、マイナ保険証がなくても一定の窓口負担で医療を受けることができます。
- はい → **保険証利用の申し込みをしていますか（マイナ保険証を持っている）**
 - いいえ → **資格確認書を交付します**
 医療機関などの窓口で提示すれば、マイナ保険証がなくても一定の窓口負担で医療を受けることができます。
 - はい → **資格情報のお知らせを交付します**
 マイナ保険証を利用できない医療機関などでは、マイナ保険証と一緒に窓口で提示すれば、引き続き一定の窓口負担で医療を受けることができます。

臓器提供に関する意思表示欄があるので確認しましょう

マイナンバーカードや資格確認書には臓器提供の意思表示欄がありますので、記入にご協力ください。

修学のために転出する場合は届け出ましょう

修学のために転出する場合は、国保へ届け出ないと、国保の資格を喪失し、国保が使えなくなります。また、修学を終えたら、その旨の届け出も忘れずにしてください。

医療費節約のコツ「薬は大事に扱いましょう」

薬は安いものではありません。
必要以上にもらったり余らせたりしないでください。